

愛川町公共施設における木材の利用の促進に関する方針

(目的)

第1条 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第8条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針（平成23年12月22日改正）」に即して、町内の公共施設の整備において町産木材及び県産木材をはじめとする木材の利用促進を図るため、法第9条第2項に掲げる必要な事項をこの方針に定める。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 公共の用又は公用に供する建築物及び工作物をいい、広く町民一般の利用に供されるものをいう。
- (2) 公共建築物 公共施設である建築物をいう。
- (3) 公共工作物 公共施設である工作物をいう。
- (4) 木造化 建築物又は工作物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 木質化 建築物又は工作物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (6) 町産木材 愛川町内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (7) 県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (8) 品質認証材 かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たし、認証された県産木材をいう。

(木材利用の意義)

第3条 公共施設の木造化、木質化等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
- (2) 再生利用が容易な木材を原材料として使用している環境物品等の調達の促進
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラクセス効果がある等、木材の特性を生かした快適な公共空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の燃料に比べて少ない等、木材の特性を生かした環境への負担の軽減

(町内の公共施設における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第4条 町内の公共施設における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 木材利用を促進すべき施設は、別表1のとおりとする。
- (2) 公共施設の整備にあたっては、可能な限り木材を利用した方法を採用し、町産木材又は県産木材を使用するよう努めるものとする。
- (3) 公共施設において使用される備品及び消耗品については、木材を原材料として使用した物を利用するよう努めるものとする。
- (4) 木造化を促進すべき公共建築物の範囲は、建築基準法(昭和25年法律201号)その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物とする。

(町が整備する公共施設における木材利用の目標)

第5条 町が整備する公共施設における木材利用の目標は次のとおりとする。

(1) 公共建築物

ア 木造化の推進

第4条(4)の範囲に該当する公共建築物については、次に掲げるものを除き、木造化に努めるものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

(ア) 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化が適当でないと思われる場合

(イ) 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と思われる場合

(ウ) 木造がRC造等の他の工法と比較して著しく建築費用を要する場合など、木造化が困難と判断される場合

(エ) 緊急を要する場合など木造化が困難と判断される場合

(オ) その他建築物の木造化が困難と思われる場合

イ 木質化の推進

公共建築物については、次により木質化に努めるものとする。

(ア) 床、腰壁等の内装や外装における可能な限りの木質化

(イ) 家具、調度品等における木製品の購入

(2) 公共工作物における木材利用

公共工作物においては、関連法令及び施設の設置基準並びに用途、耐久性、保安、維持管理、コスト面等を考慮し、木材利用に努めるものとする。

(3) 公共施設において利用する木材

町が行う公共施設の整備において利用する木材は、できる限り町産木材又は県産木材を使用するものとする。また、品質認証材の導入にも努めるものとする。

(木材利用のPR及び普及の推進)

第6条 町は、自ら整備する公共施設の木造化、木質化等の実施にあたっては、町民

が触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、町産木材及び県産木材のPR及び普及に努める。

附 則

この方針は、平成28年2月1日から施行する。

別表1 木材利用を促進すべき公共施設（第4関係）

（1）町が整備する公共施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等
保健・衛生施設	健康プラザ等
運動施設	体育館、プール等
社会教育施設	公民館、図書館、郷土資料館等
都市・住宅施設	公園施設、町営住宅等
行政施設	庁舎等
公共工作物	公共土木工事、森林整備等における工作物
その他町が整備する建築物	観光施設等

（2）町以外の者が整備する公共施設

下表のほか（1）に準ずる公共施設

種別	具体例
学校	幼稚園、高等学校等
保健・衛生施設	病院、診療所等
公共工作物	ベンチ、外構施設等
その他	公共交通機関の旅客施設等